

◇特定建築物届 必要書類一覧◇

1. 特定建築物届

2. 構造概要書

建築構造及び面積、空気調和設備、給水設備、給湯設備
雑用水、排水設備、廃棄物処理施設

該当しない設備については「該当なし」と記載の上提出

3. 建築物の配置図・平面図・立面図

以下の項目が確認できるもの

【配置図】隣接する建物・道路等、周辺状況

【平面図】各室の用途、廃棄物保管場所
及び清掃用水洗の位置 等

【立面図】外壁ガラリの位置

4. 空気調和設備に関する図面類

- ① 空調換気ダクト系統図、平面図、機械室詳細図
- ② 空調配管系統図、平面図
- ③ 空調機器表
- ④ 各計算書（除塵効率、外気導入量、加湿量）

5. 給排水設備に関する図面類

- ① 給排水系統図、貯水槽詳細図、給湯系統図、平面図
- ② 貯水槽（貯湯槽）室詳細図
- ③ 給排水機器表（給湯含む）、器具表
- ④ 給水計画水量計算書

6. 雑用水道設備に関する図面類（給排水設備に準ずる）

7. 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する 確認済証の写し及び建築物の概要

8. 建築物環境衛生管理技術者免状 原本及び写し

原本は、写しと照合した後その場でお返しします。

※管理技術者が複数の特定建築物を兼務する場合にはご相談ください。

9. 【所有者と特定建築物維持管理権原者が異なる場合】

特定建築物維持管理権原者が、当該特定建築物の維持管理
について権限を有することを証する書類（例：契約書の写し）

10. その他保健所長が必要と認める書類（例：遅延理由書）

11. 年度管理計画書

12. 連絡先等（以下の項目について記載されたもの）

① 保健所からの文書送付先

講習会の案内、法律改正の通知等を送付する場合があります。

② 立入検査の連絡先

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条
第1項に基づき、定期的に立入検査を実施するため、日程
調整のご連絡をさせていただきます。

◇書類作成上の注意事項◇

《届出書類について》

- * 使用開始後1カ月以内に届出して下さい。
(建築物衛生法第5条第1項に基づく)
- * 届出者の印鑑は、法人の場合には代表者印です。
(会社印ではありませんのでご注意ください。)
- * 修正インク等は、使用しないで下さい。
- * 書類一式は最低2部作成して下さい。
(保健所提出用・届出者保存用)
(その他については必要があれば作成して下さい。)

《添付する図面について》

- * 竣工図を添付して下さい。
(竣工図が間に合わない場合は要相談)
- * A4版に折り込んでファイリングして下さい。
(図面の穴は、パッチ等で適宜補強して下さい。)
- * 項目ごとに見出しをつけて下さい。
- * 下記の図面は、色分けして下さい。
 - 【平面図】 特定用途、特定外用途部分を明示
 - 【空調系統図】 給気、排気を明示
 - (例) 給気…寒色(青、水色、緑等)
 - 排気…暖色(赤、橙、黄色等)
 - ※立面図も給気口・排気口を色分けして下さい。
 - 【給排水系統図】 給水、排水を明示
 - (例) 給水…寒色(青、水色、緑等)
 - 排水…暖色(赤、橙、黄色等)

《その他》

- * 来所時には、必ず事前に電話にて連絡して下さい。

《受付窓口》

千葉市保健所
環境衛生課 施設指導班

TEL: 043-238-9940

FAX: 043-238-9945

e-mail: kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp

環境衛生課ホームページ

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/index.html>

